

3年に1度の固定資産税評価替えの年

今年度は、土地と家屋の価格を見直す3年に1度の固定資産税評価替えの年です。3年間の資産価格の変動に対応して、適正で均衡のとれた価格に見直します。そのため、4月中旬にお届けする今年度の「固定資産税課税明細書」は、昨年度までの土地と家屋の価格が見直されています。同明細書は、固定資産税を課税する上で大切な資料。今回は特に内容をよく確認して、大切に保管してください。詳しくは、市公式サイトをご覧ください。



固定資産税とは？

その年の1月1日現在で、市内に土地や家屋を所有している人や事業用で使っている機械や器具などの償却資産を所有している人が納める税金です。納税通知書は5月に郵送します。

土地にかかる税金は？

固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目に関係なく、その年の1月1日の利用

状況によって分類されます。

●**宅地** 住宅が建っている「住宅用地」と、工場、店舗などが建っている「非住宅用地」に分類されます。「住宅用地」には、税額が約6分の1や約3分の1になる特例措置があります。「非住宅用地」には特例措置がありません。

●**田・畑** 固定資産税という農地とは、市農業委員会の農家台帳に記載されていて、実際に耕作、栽培している土地です。なお、宅地内での家庭菜園は、宅地として評価します。

田や畑にかかる税金は、宅地に比べて安く評価されていますが、同委員会からの宅地への転用の許可を受けた農地は、耕作されていても宅地と同じ価値があると判断されます。

●**雑種地** 青空駐車場や資材置場、荒地などが該当し、宅地並みの評価とされます。

また、2軒以上の建物のための引き込み道路も雑種地に該当しますが、この場合は宅地並みの評価とはならず、安く評価されています。

家屋にかかる税金は？

家屋とは屋根や外壁がある建物で、土地に定着していて、かつ、建物として使用できるものをいいます。

家屋の評価額は、評価の対象となる家屋を、新築したと仮定する場合に必要な建築費を計算し、これに建築年数による減価などを考慮した

償却資産の税金は？

償却資産にかかる固定資産税とは、法人や個人が、事業や営業、漁業、農業に用いる機械や器具、備品などに対して賦課される税金です。償却資産の所有者は、その年の1月1日現在の所有資産を毎年申告する必要があります。

【問】 税務課固定資産税係 ☎ 77・8456

よくある質問にお答え

■質問

今年から急に建物の固定資産税が高くなりました。間違いではないでしょうか？

■**回答** 一定の要件を満たす新築住宅は、軽減措置があります。通常、3年間120㎡までの税額が2分の1となります。3階建て以上の分譲マンションなどは、5年間減額。また、認定長期優良住宅は、5年間（3階建て以上は7年間）減額されます。質問のような場合、今年度分から減額措置がなくなり、本来の税額に戻った（高くなった）ことが考えられます。

住宅用太陽光発電システム設置費を補助

申請受付は4月1日（木）から開始 申請書類は必ず工事着工前に提出を

市は、国が目指す脱炭素社会実現に向けて、住宅に太陽光発電システムを設置する個人を対象に補助を実施します。

- 補助金額** 太陽光発電システムの最大出力値1kw当たり2万円、上限8万円
- 対象者** 市内で自分が住むための住宅（店舗、事務所などとの併用可）に10kw未満の同システムを設置する人や、自分が住むために未使用の同システムが設置された住宅を購入する人で、次の全ての要件を満たす人
▷同システムの設置工事後に電力会社と電力受給を始め、1カ月以内か来年3月25日のいずれか早い日までに実績報告書を提出できる人▷市に住民登録をしている人または住民登録する予定の人▷市税（国民健康保険税を含む）の滞納がない人
- 注意点** すでにこの制度で補助を受けた人は対象外。また、市からの交付決定前に工事を着工したり、設置



済みの建売住宅を引き渡されたりした場合も対象外

●**申請方法** 4月1日（木）から、柳川庁舎2階生活環境課へ書類一式を直接提出（郵送不可）。書類は同課や市公式サイトから入手可

【問】 同課環境係 ☎ 77・8485

合併処理浄化槽の設置に補助金を交付

対象地域や申請方法など詳しくは市公式サイトを確認を

市は、掘割や河川の水質環境を守るため、合併処理浄化槽の設置を推進しています。住居に合併処理浄化槽を設置する人に予算の範囲内で補助金を交付します。補助金額は、右の一覧表で確認してください。

- 対象者** 申請者が居住している個人の住宅や居住者がいる共同住宅の改築、地域公民館に合併処理浄化槽を設置する人（販売目的や店舗、事業所などは対象外）
- 対象となる工事** 次の条件を全て満たす合併処理浄化槽設置工事
▷工事着工前に補助金を申請
▷工事を開始する年度内に必ず設置が完了する



※下水道事業計画区域は補助の対象外。

補助の対象地域や申請など詳しくは、市公式サイトで確認するか市生活環境課へ問い合わせください

■契約書に「法定検査」が入っているか確認を

浄化槽法は、浄化槽管理者（設置する人）に保守点検・清掃・法定検査の3つの義務を定めています。多くの世帯で、これら3つをまとめて業者と維持管理業務委託契約を結んでいます。契約書の中に「保守点検・清掃」と併せて「法定検査」が入っているか確認し、入って

■補助金額一覧表

区分	補助限度額	
5人槽 (延べ床面積 130㎡以下)	新築	33万2000円
	改築（設備撤去なし）	53万2000円
	改築（設備撤去あり）	63万2000円
7人槽 (延べ床面積 130㎡超)	新築	41万4000円
	改築（設備撤去なし）	61万4000円
	改築（設備撤去あり）	71万4000円
10人槽 (二世帯住宅・ 居住者がいる共同 住宅等の改築)	新築	54万8000円
	改築（設備撤去なし）	74万8000円
	改築（設備撤去あり）	84万8000円

※100人槽を超える場合は、補助対象外。設備撤去がある場合の対象は、50人槽以下

いない場合は契約業者へ問い合わせください。また、浄化槽を使わなくなったときは、南筑後保健福祉環境事務所へ連絡してください。

【問】 同課浄化槽推進係 ☎ 77・8483